

常時介護が必要なコロナ陽性患者(軽症等)の受入体制

○ 概要

日常生活において常時介護が必要な障害者が、新型コロナウイルス感染症陽性となり、無症状又は軽症の場合、単独での宿泊療養施設への入所が困難なため、通常のホテルとは別の受入体制を整備するもの。

○ 受入支援体制

(1) 少人数の場合

軽症者宿泊療養施設（ホテル）の居室を活用

(2) 通所施設でクラスターが発生した場合

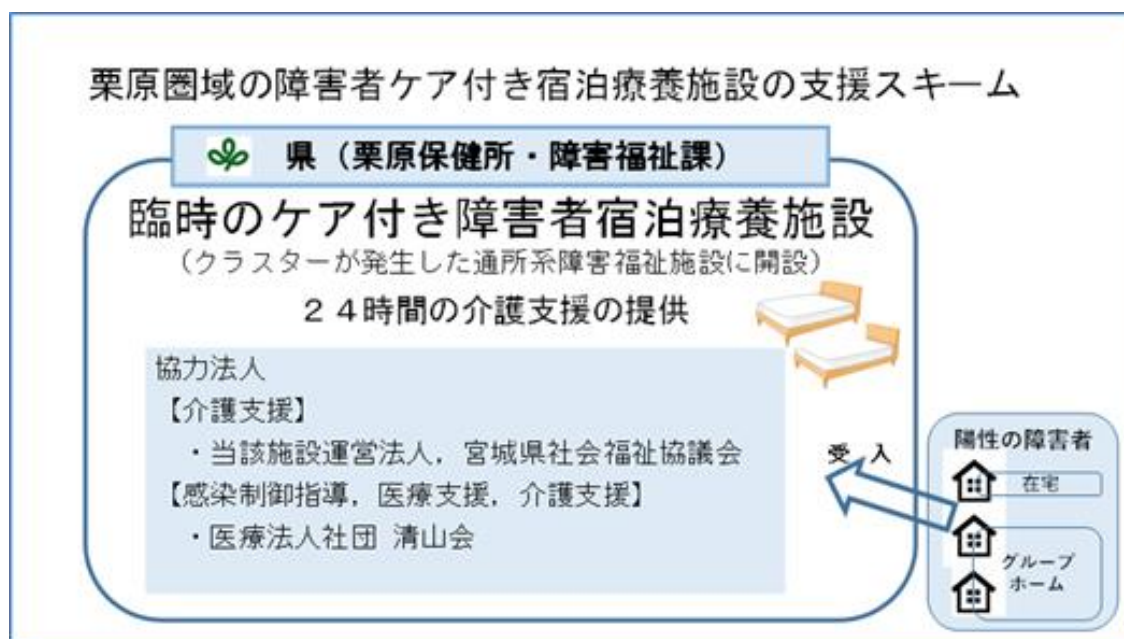
発生した通所施設※や宮城県七ツ森希望の家

※障害特性により、障害者の生活環境の変化が不安定を生むこともあり、通い慣れた施設の活用も有効。

<実績> 1件

栗原市の通所系施設を借り上げ、臨時のケア付き障害者宿泊療養施設として運営

- ・ 借り上げ期間: 令和3年8月15日から8月29日(15日間)
- ・ 最大10床まで障害者の受入を可能とする体制を整備
- ・ グループホーム入居者や在宅から通所の陽性となった障害者を受入れ、多いときで1日8人の障害者を支援



<介護支援>

介護職員による24時間体制の支援
(食事介護，排せつの介助など)